

●香川県警察本部告示第3号

道路交通法実施規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

香川県警察本部長 吉田和彦

道路交通法実施規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程

(道路交通法実施規程の一部改正)

第1条 道路交通法実施規程(平成12年香川県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第6章の2 特定自動運行の許可等(第24条の2・第24条の3)</u></p> <p>第7章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(原動機を用いる<u>乳母車</u>に係る確認)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>(1) 特定の経路を通行させ、かつ、当該経路を構成する道路の歩道又は路側帯が当該確認に係る<u>乳母車</u>の通行に十分な幅員を有している場合</p> <p>(2) 歩行者の安全かつ円滑な通行を図るための適切な措置を講じた上で当該確認に係る<u>乳母車</u>を通行させる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、その大きさの<u>乳母車</u>を用いることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(原動機を用いる身体障害者用の<u>車</u>に係る確認)</p> <p>第2条 施行規則第1条の5第2項の規定による警察署長の確認は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を<u>車</u>に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えた場合</p> <p>(2) 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を<u>車</u>に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えた場合</p> <p>(3) 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(原動機を用いる小児用の車に係る確認)</p> <p>第1条の2 施行規則第1条第2項第1号の規定による警察署長の確認は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 特定の経路を通行させ、かつ、当該経路を構成する道路の歩道又は路側帯が当該確認に係る<u>小児用の車</u>の通行に十分な幅員を有している場合</p> <p>(2) 歩行者の安全かつ円滑な通行を図るための適切な措置を講じた上で当該確認に係る<u>小児用の車</u>を通行させる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、その大きさの<u>小児用の車</u>を用いることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(原動機を用いる身体障害者用の<u>車椅子</u>に係る確認)</p> <p>第2条 施行規則第1条の4第2項の規定による警察署長の確認は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を<u>車椅子</u>に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えた場合</p> <p>(2) 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を<u>車椅子</u>に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えた場合</p> <p>(3) 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動</p>

かすことができることから、その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車を使用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その大きさの車を用いることがやむを得ないと認められる場合

(制限外積載許可の審査基準)

第20条 略

- (1) 略
- (2) 略

ア・イ 略

ウ 略

(ア) 長さ 乗車装置又は積載装置（施行規則第5条の7に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下この号において「特定自動二輪車」という。）がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置。（エ）において同じ。）の長さの2倍の長さ以下であること。

(イ)～(エ) 略

エ・オ 略

(3) 略

(牽引許可の審査基準)

第24条 略

第6章の2 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可に関する意見聴取)

第24条の2 法第75条の13第2項の規定による意見聴取は、別記様式第1号の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）により行うものとする。

2 施行規則第9条の22の規定による意見聴取は、別記様式第2号の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）により行うものとする。

かすことができることから、その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車椅子を使用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないと認められる場合

(制限外積載許可の審査基準)

第20条 制限外積載許可は、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。

(1) 略

(2) 積載物の長さ、幅、高さ及び積載の方法が次に掲げる自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準を満たすとき。

ア・イ 略

ウ 自動二輪車（側車付きのものを除く。） 次に掲げる基準

(ア) 長さ 乗車装置又は積載装置（施行規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下この号において「特定自動二輪車」という。）がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置。（エ）において同じ。）の長さの2倍の長さ以下であること。

(イ)～(エ) 略

エ・オ 略

(3) 略

(牽引許可の審査基準)

第24条 略

(特定自動運行実施者に対する指示に係る意見聴取)

第24条の3 法第75条の26第2項の規定による意見聴取は、別記様式第3号の特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書により行うものとする。

(安全運転管理者等講習の細目)

第46条 略

(1) おおむね警察署ごとに当該警察署の管轄区域内に所在する事業所の安全運転管理者又は副安全運転管理者を対象に、当該警察署の管轄区域内にある建物で毎年度警察本部長が指定するものにおいて行うこと。

(2) 略

(3) 略

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		

(安全運転管理者等講習の細目)

第46条 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）は、施行規則第38条第1項及び施行細則第86条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 安全運転管理者としての経験が1年未満の者（以下この条において「新任者」という。）を対象とする講習、安全運転管理者としての経験が1年以上の者（以下この条において「経験者」という。）を対象とする講習及び副安全運転管理者を対象とする講習に区分し、かつ、その講習を受けようとする者の管理に係る自動車の使用台数、運転の管理の経験等に応じた学級を編成して行うこと。

(2) おおむね警察署ごとに当該警察署の管轄区域内に所在する事業所の安全運転管理者又は副安全運転管理者を対象に、当該警察署の管轄区域内にある建物で毎年度警察本部長が指定するものにおいて行うこと。ただし、新任者又は副安全運転管理者を対象とする講習は、警察署をブロックごとに編成して行うことができる。

(3) 略

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
略		
備考		
1	<u>新任者に対して行う自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能に係る講習及び安全運転管理に必要な知識及び技能に係る講習には、自動車等を用い、指定自動車教習所のコース等において行う実習を含むものとする。</u>	
2	<u>経験者に対して行う安全運転管理に必要な知識及び技能に係る講習は、講義の方式によるほか、討論の方式により行うものとする。</u>	

別記様式第1号（第24条の2関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

香川県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- (1) 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。
また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- (2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- (3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第24条の2関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日

香川県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第24条の3関係）

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

香川県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）
のとおり、 を行うことを予定しているところ、同法第75条の26
第2項の規定に基づき、意見を聴取します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号から別記様式第13号まで 削除

別記様式第1号から別記様式第13号まで 削除

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略				1～10 略			
11 道路交通法（昭和35年法律第105号）				11 道路交通法（昭和35年法律第105号）			
(1) 略				(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第1条第2項第1号	原動機を用いる乳母車に係る確認	確認証	(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第1条第2項第1号	原動機を用いる小児用の車に係る確認	確認証
	第1条の4第2項	原動機を用いる身体障害者用の車に係る確認	確認証		第1条の4第2項	原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る確認	確認証
(3) 略				(3) 略			
12～17 略				12～17 略			

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。